

<リース(仕様発注)>

自動体外式除細動器(AED)トレーナー器借上げ仕様書

1	リース物件名	自動体外式除細動器(AED)トレーナー器
2	品質・形状・寸法 又は型式	
3	設置場所	教育委員会保健体育課
4	リース期間	令和3年2月1日から令和8年1月31日までの60ヶ月とする。
5	保守契約	別途仕様書に基づき、賃貸人または賃貸人が指定する事業者が維持管理を行う。
6	リース物件 設置・撤去費用	設置費用は、賃貸人の負担とする。
7	動産総合保険	この契約が存続する期間中、賃貸人を契約者とする動産総合保険契約を損害保険会社と締結すること。
8	リース物件の 固定資産税	本リース物件に係る固定資産税は、非課税のためリース料に算入しないこと。
9	リース期間 満了後の措置	賃借人の所有権に帰属。
10	契約方法	長期継続契約によるリース契約(初年度は総価契約、2年度目以降は月額契約)。
11	支払方法	1月分ごとの後払いとする。
12	入札金額	60ヶ月分のリース料率で算定し、初年度の支出予定となる2ヶ月分の借上金額を入札金額(消費税抜き)として記入すること。
13	その他事項	本リース物件は使用できる状態で納品とし、空箱や梱包材は賃貸人が持ち帰ること。
14	連絡先	横須賀市 教育委員会学校教育部 保健体育課 保健係 高橋 046-822-8486

自動体外式除細動器（AED）トレーナー器借上げ仕様書

1 品名及び数量

自動体外式除細動器（AED）トレーナー器 10 式

2 契約期間

令和3年2月1日から令和8年1月31日まで（60 ヶ月）

3 仕様

日本光電工業株式会社「AED - 3150」の操作に適合したモデルであること。
自動体外式除細動器（以下、「AED」という。）トレーナー器本体に液晶画面を搭載しており、液晶画面によるイラスト・文字のガイダンス機能を有していること。なお、液晶画面によるガイダンスと音声ガイダンスが完全に連動していること。実際の AED と同様の操作手順であること。

日本版救急蘇生法ガイドライン 2015 に準拠した心肺蘇生法の訓練ができること。

電池は市販の電池が使用可能であること。

数種類のシナリオが選択可能であること。

日本語による取扱説明書があること。

次の付属品（1 台当たり）を備えること。

ア AED トレーナー器用電極パッド 1 個

イ リモコン 1 個

4 納入場所

横須賀市教育委員会 保健体育課

5 納入期限

令和3年1月31日

6 その他

受注者は、納入の際、既存物品である AED トレーナー器の引き取りを行うこと。

契約満了時には契約物品を保健体育課へ譲渡すること。

本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じる事項については、保健体育課と協議すること。